

第4回さいたま市地域自立支援協議会会議録

日時：平成26年7月15日（火）15：00～

会場：障害者総合支援センター2階 研修室

次 第

- 開 会
- 議 題
 - 1. 第3回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）の承認
 - 2. 計画相談支援の進捗状況について
 - 3. 次期障害者総合支援計画について
- そ の 他
 - 障害者虐待対策部会からの報告について
- 閉 会

配布資料

- ① 第4回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ② 第4回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
- ③ 第3回さいたま市地域自立支援協議会 会議録（案）
- ④ 資料1-1 さいたま市における相談支援の体制整備について
- ⑤ 資料1-2 さいたま市障害者相談支援事業所サポート事業概要
- ⑥ 資料2 さいたま市障害者総合支援計画平成25年度実施状況
- ⑦ 資料3-1 次期障害者総合支援計画の策定について
- ⑧ 資料3-2 次期障害者総合支援計画の体系案について
- ⑨ 資料3-3 次期障害者総合支援計画策定の工程について
- ⑩ 参考資料 平成25年度地域自立支援協議会専門部会からの報告
- ⑪ 資料4 障害者虐待対策部会からの報告
- ⑫ 参考資料 平成25年度障害者虐待・差別統計集計表
- ⑬ 参考資料 次期さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書

出席者

委 員・・・小津委員、加藤委員、金子委員、杉山委員、永島委員、長岡委員、

服部委員、三石委員、宮部委員、宗澤委員
事務局・・・小島課長補佐、山田課長補佐、岡田主査、高橋主任、川松主事、
阿部主事、滝沢主事、新井主事

1 開会

(宗澤会長)

第4回さいたま市地域自立支援協議会を開催いたします。まず、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。出席委員が10名、欠席委員が2名で、過半数の方が出席されていますので「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」施行規則第25条2項の規定により、本日の会議は成立しています。

続いて、傍聴についてです。会議は公開されることになっています。傍聴人について確認させていただいたところ、本日3名の方が傍聴希望をされていますので、本日の傍聴人を3名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可します。

ここで審議に入る前に、事務局より説明事項があるということですので、よろしくお願いします。

(事務局)

事務局でございます。障害福祉課課長補佐の小島でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。本日、お配りをいたしました資料といたしまして、第4回さいたま市地域自立支援協議会次第と座席表がございます。次に、第3回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)、続いて資料1-1さいたま市における相談支援の体制整備について、資料1-2さいたま市障害者相談支援事業所サポート事業概要、資料2さいたま市障害者総合支援計画平成25年度実施状況、資料3-1次期障害者総合支援計画の策定について、資料3-2次期障害者総合支援計画の体系案について、資料3-3次期障害者総合支援計画策定の工程について、参考資料といたしまして平成25年度地域自立支援協議会専門部会からの報告、資料4障害者虐待対策部会からの報告、参考資料平成25年度障害者虐待・差別統計集計表、最後に参考資料次期さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書、以上でございますが、よろしいでしょうか。

参考資料としてお配りをいたしました次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書につきましても、次期障害者総合支援計画策定の際の基礎資料とするため、昨年11月1日から30日までの1カ月間、市内にお住まいの障害者と障害福祉サービス事業所を対象に実施したものです。地域自立支援協議会におきましても、本アンケートの調査票についてご意見を頂戴いたしましたので、参考として本日配付をし

ております。内容が膨大なため、この場での詳細な説明は割愛いたしますので、後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、新しい委員のご紹介をさせていただきたく存じます。本日は年度が改まって最初の協議会となっておりますので、人事異動により浦和公共職業安定所統括職業指導官の腰越委員にかわり、加藤委員にご参加いただくことになりましたので、ご紹介申し上げます。加藤委員、一言ご挨拶をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(加藤委員)

ハローワーク浦和の専門援助部門の加藤と申します。この4月から担当ということで、よろしくお願いいたします。うちの専門援助部門というのは、障害者の相談紹介、そのほかに生活保護受給者の自立支援ということで、今、ジョブスポットというのを6区の区役所に設置しているのですが、8月1日よりあと2区増やしまして、8区に設置する予定となっております。現在はその工事等の準備に当たっているところでございます。

それからもう1つ、刑務所の出所者の就労支援ということで、今年からの新規事業といたしましては、清心寮といいまして、浦和の保護観察所の裏あたりに刑務所出所者が入っている場所があるんですけども、そちらにも巡回相談等の支援を行っています。

それから障害者の関係で申しますと、10月15日に毎年行っております県内地域の面接会ということで、いろいろ皆様にご協力や応援をお願いするということがあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。以上です。

(事務局)

よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。そのほかの皆様におかれましては、昨年度からの引き続きということで、今後もどうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からの説明事項は以上でございます。宗澤会長、よろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

どうもありがとうございました。加藤委員、どうかよろしくお願いいたします。

2 議事

「第3回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)」の承認

(宗澤会長)

それではここから議事のほうに入ります。

まず本日の議題の1です。前回の協議会である「第3回さいたま市地域自立支援協議

会会議録（案）」につきまして、協議会としての承認を求められています。これにつきましては、事前に事務局より皆様のお手元にお送りしていますので、特に修正等のご意見がなければ会議録として承認いたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

～ 承認 ～

ありがとうございます。第3回会議録につきましては、事務局案のとおり承認します。

計画相談支援の進捗状況について

（宗澤会長）

続いて、議題の2番目、「計画相談支援の進捗状況について」、こちらは事務局からまずご説明をいただきます。

（事務局）

それでは、計画相談支援の進捗状況について、資料に沿ってご説明をさせていただきますと思います。

資料につきましては、資料1-1「さいたま市における相談支援の体制整備について」をご覧ください。A4横の資料でございます。

まず、①現状でございますが、本市といたしましても、平成26年度中に障害福祉サービスを利用する全ての障害者を計画相談支援の対象とするために、計画相談支援の実施を踏まえた相談支援体制を新たに構築するとともに、指定相談支援事業者及び相談支援専門員の確保に向けた取組を進めているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページをご覧くださいと存じます。相談支援の体制整備についての課題と取組についてでございます。課題につきましては大きく3点あるものと考えております。

1点目として量の確保、2点目として質の担保、3点目として地域の相談支援事業所へのフォローアップでございます。

1点目の量の確保に係る取組につきましては、昨年来、障害福祉サービス事業を運営している法人等に対し、特定相談支援事業者への参入の勧奨を実施しているところでございます。

また、さいたま市障害者相談支援事業所サポート事業を今年度より実施することで、計画相談支援の量の確保に係る取組を進めております。ここで恐れ入りますが、一旦資料1-1を離れまして、資料1-2をご覧くださいと存じます。縦の資料になります。

本事業の目的でございますが、地域における求職者を一定期間雇用し、相談支援事業所等でのOJT及び障害福祉に係る各種Off-JTを行うことで、障害福祉業界の人材育成及び計画相談支援に係る業務の円滑化、迅速化を促進することを目的としております。

続きまして、事業の内容についてご説明をさせていただきます。

本事業は、相談支援事業所の運営法人と委託契約を締結して実施するものでございまして、受託法人が福祉業界での就労希望者を募集、選考の上、直接雇用を行い、雇用後は受託法人が運営する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等において、OJT及びOff-JTを実施することで、障害福祉業界で働く上で必要とされる知識や技術の習得を図ります。あわせて、計画相談支援に係る事務の補助を行うアシスタントとして配置することで、相談支援専門員に集中的に計画作成業務を行ってもらうというものでございます。

資料下段の表をご覧くださいと存じます。こちらが本事業の実施状況となっております。本事業を利用している事業所については、補助職員1名の雇用につき、年度内に150件の計画作成を見込んでおります。

現在、市内で相談支援事業所を運営している8法人と業務委託契約を締結し、事業を実施しているところでございまして、7月1日現在では、大宮区、見沼区、南区、岩槻区の事業所において、補助職員の雇用を開始しております。今後、他区においても順次求職者の雇用を行い、計画相談支援を進めるために取り組んでまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、資料1-1にお戻りいただきたいと存じます。「相談支援の体制整備についての課題と取組み」における課題の2点目、3点目の質の担保及びフォローアップに係る取組でございますが、新たに参入した特定相談支援事業所が困難ケース等の課題を抱え込んで孤立しないように、地域全体で支える仕組みとして、相談支援連絡会議の開催を考えております。

恐れ入りますが、次のページ、相談支援連絡会議について①をご覧ください。

こちらは前回の本協議会におきましてもお示しをさせていただいたところではあります。各区において相談支援連絡会議を開催し、対象者の調整や新規参入事業所への助言、指導などのフォローアップ機能などを期待しております。

次のページが相談支援連絡会議について②でございますが、フローチャートをお示ししてございます。大きく分けると、対象者の把握、進行計画の策定と共有、特定相談支援事業所へのフォローアップや課題のフィードバックの3段階になっておりまして、まず、対象者をリストアップの上、下段にありますとおりグループ分けを行います。

恐れ入りますが、次のページ、③の資料をお願いしたいと存じます。

併設の事業所や現地の事業所で対応可能なケースにつきましては、基本的に現地で対応いただくこととなりますが、それ以外の方につきましては、相談支援連絡会議におい

て進行計画を策定し、具体的な見通しを持った上で支援を実施するとともに、定期的に進捗状況や課題を共有することで、相互にフォローアップ、フィードバックを行い、地域全体で計画相談支援を進めてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、次のページ、政令指定都市別の計画相談支援実績をご覧くださいと存じます。こちらは、平成 26 年 3 月末時点での政令指定都市別計画相談支援実績の一覧でございます。後ほどご覧いただけたらと存じます。

また、最後のページをご覧くださいと存じます。7 月 1 日現在のさいたま市の計画相談支援の実績でございます。現在、障害福祉サービス利用者が 5,387 名、表の真ん中のブロックになりますが、平成 25 年度時点の計画作成見込件数が 2,985 件、計画作成済件数が 1,353 件、見込みに対する達成率が 45%となっております。

なお、この計画作成見込件数は前回の本協議会でお示ししたものでございまして、当時と現況が大きく変わっておりますことから、参考値としてご覧いただければと思います。

表の 1 番右側をご覧ください。全体の達成率は 25%となっております。ただ、障害福祉サービス利用者のうち、併設や現地の事業所において対応可能と思われる方が 3,000 名程度おりますので、実際には 2,000 名程度の計画を障害者生活支援センターと指定特定相談支援事業所において作成していくこととなります。

また、現在 100 人以上の方が埼玉県の相談支援従事者研修を受講しておりまして、指定特定相談支援事業所も今年度 17 カ所ほど増設する予定となっておりますので、今後、相談支援連絡会議や障害者相談支援事業所サポート事業などの取組を実施していくことで、順調に計画相談支援が進んでいくものと思われます。具体的な数値は現段階ではお示しできませんが、指定特定相談支援事業所が増設した後の進捗状況につきまして、次回の本協議会でご報告をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上です。よろしくお願いたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました相談支援連絡会議ですが、既に岩槻区のほうで開催されているということですので、長岡委員のほうから補足的に開催状況のご報告をお願いいたします。

(長岡委員)

岩槻区にあります障害者支援施設どうかんの長岡です。岩槻区のほうでは私どもの法人で委託の相談支援事業を行っております。平成 24 年度から事業を始めていまして、実施が決まってすぐに岩槻区の支援課さんと相談をさせていただきまして、最初に定期連絡会議という名称で始まっております。要するに支援センターだけでは支援が非常に難しい方の支援を、支援課さんと一緒に検討していく場ということで始まっています。

非常に支援の困難な方でいろんな支援につながってもすぐに途切れてしまう方とか、支援を受けるのを拒否している方、それから例えば犯罪の被害あるいは加害のほうに絡んでいる方、あとは虐待の案件も出ています。昨年度の実施状況ですけれども、毎月1回開催しております、28人の方を継続して支援をしております。年間大体106件の検討を行っています。

また、昨年度からは計画相談にあがった事例のサービスの利用計画及びモニタリングの報告もこの場で行うというかたちで始まっています。参加されているところは、まず岩槻区の支援課さんから課長補佐が毎回参加されているのと、担当のケースに応じたワーカーさん、あとは障害者生活支援センター、それとさいたま市の障害者更生相談センターがスーパーバイザーとして参加されているのと、あと、さいたま市高齢・障害者権利擁護センターからも毎回定期的に参加をいただいています。

それと、昨年8月から、指定特定相談支援事業所ということで、これもたまたま私どもの法人のほうで受託した事業所があるんですけども、そちらのスタッフが参加しております。計画相談の検討が増えてきておりまして、今年度からは2部構成にしています。1部が大体2時間ぐらいで、支援の難しい方の経過を共有して検討していくという部分になりまして、2部のほうで計画相談をどの事業所が進めていくのかということを検討して、指定の事業所で受ける場合と委託の事業所で受ける場合というのでも検討していきましようというような方向になっています。

その計画相談の振り分けの部分に関しましては、支援課さんのほうとこういうかたちだったらわかりやすいですかねというような話になっております。

ちなみに、委託のほうはやっぱ一般相談に力を入れなければいけないというようなケースは基本的に委託の事業所のほうが見るべきであろうと。計画相談をつくるだけじゃなくて、プラスアルファの相談支援というところ、あとは場合によってはセルフプランでもできるんじゃないかとかですね、もう既に利用されているサービスを継続利用するためのサービス等利用計画とかは、指定の事業所でも可能ではないかという振り分けの仕方をやっているということです。以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは、先ほどの事務局の報告と今の長岡委員からの報告をあわせましてご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと、私のほうから2点伺います。1つは資料の1-2の下の実施状況の表ですけれども、緑区が実施見込みもなく事業利用なしというふうになっているのは、これで大丈夫なのかというのが1つです。

もう1つはですね、相談支援連絡会議でリストアップをした後、ある種のトリアージをしますよね。これの実務を担うところというのはどこなんでしょう、この2点です。

(事務局)

事務局です。緑区がゼロということについてのご質問でございますが、現在、法人と調整中という段階でございます。ただ支援センターのほうには、既に増員をしております。そういう状況でございます。

もう1点の、連絡会議のリストアップを実際に具体的にやる部署ということで、よろしいですか。

(宗澤会長)

はい、リストアップとグループ分けです。

(事務局)

リストアップは実際に決定している支援課が行うことになっているんですけども、ただ、一応障害福祉課のほうでさいたま市全体でサービスを使っている人をリストアップしてまして、あと細かい部分については各担当のほうで見てもらうというようなかたちになっております。

(宗澤会長)

そのほかにいかがでしょうか。先ほど私が質問しました実施状況の表の部分ですけども、既に雇用がされているところもあれば求人中のところもあれば、準備段階にあるところまで、ばらつきがあるわけですね。それで、今、長岡さんのほうから岩槻のこれまでの取組についてのご報告がありましたけれども、要するにこの計画相談を含めての相談支援の体制整備についての区による進捗状況のほう、何というか、ばらつきというんですか、ここをならしていくための何か取組というのはあるのでしょうか。その点はどういうふうに認識されていますか。

(事務局)

事務局です。区のばらつきというのはやはり地域の事業所ですとか、実際に相談支援事業所サポート事業で求人して雇用できないというところで、恐らく今後、進捗について差が出てくるであろうというふうに予測しております。そういった場合、やはり事業所の所在地によっては、隣接する区の方も対応せざるを得ないのかなというような想像はしているんですけども、やはり実際問題、人によってばらばらの案内になってしまえば、混乱してしまうというところで、どのようにしたらいいのかというのを今考えているところでございます。

(宗澤会長)

このあたりはコーディネーター連絡会議では問題になっていないのでしょうか。

(三石委員)

区ごとのばらつきというのは、常にそこをなくしていこうという取組もしてきている中で、計画相談にまつわっては、やはり区ごとでのばらつきは実際出ている、支援課の取組もそれぞれ違ったりだとか、担当者によって違うということもあったりはするんですけども、指定特定の事業所が立ち上がっていく予定がある区と、全く立ち上がる予定のない区というふうになっていくと、例えば、先ほど長岡さんがご紹介してくださったような指定特定の事業所が立ち上がっていて、なおかつ連携が作りやすい区と、なかなかそこが難しい区が出てくるのではないかというのは、連絡会議の中でも話が出ているところなんです。

その指定特定の事業所が立ち上がる立ち上がらないということに関して、障害のある人たちにとって不利益が出ないようなかたちでどう区の体制をつくっていくのかということは課題レベルのところでは認識しているのが連絡会議の現段階の状況ということなんですけれども、まだ整理ができていないという状況です。

(宗澤会長)

ということは、指定特定相談支援事業者の手が挙がる、挙がらないということを含めて、そのばらつきが出るということであれば、市としては手が挙がらないところを手が挙がるように何かインセンティブを設けていくとか、手が挙がらない空白地域がないようにつくっていくしかないんですね。だから、そのことに具体的な手立てをお考えいただかないと、結局、これまでも区ごとの相談支援体制の格差というのは、今も三石さんがおっしゃったように、一貫して問題になってきたわけですね。計画相談をめぐって指定特定という、すみ分けの必要な新たな相談支援体制をつくらなければならないこの局面で、さらに区ごとの格差が広がっていくということになるのは、これはやっぱり是が非とも市の障害のある人に対する合理的配慮としても、何とかこの格差をつくらないようにしなくてはならないのではないかというふうに考えます。ここはちょっと検討課題として確認させていただいてよろしいですか。

それではほかにいかがでしょうか。

(三石委員)

今の区ごとのということも含めてなんですけれども、指定特定の事業所が立ち上がっていったときに、連絡会議の中で見られるのが、障害のある人は、例えば見沼区に住んでいたなら見沼区の事業所を使っている人もいれば、別の区の事業所で福祉サービスを使っている人もいますので、そういった意味でも区ごとでの差異はなくしていく必要があるのかなというふうに思っているところなんです。

その指定特定が増えていったところで、指定特定であっても、委託の相談支援事業所

であっても、障害のある人を一定のきちんと適切な支援に結びつけていくことができるような仕組みが区でも市全域でも必要なのではないかなというのが、課題として感じているところです。

特に指定特定のところは、これからということもあるんですけども、福祉サービスを利用する人たちの背景にも、例えばヘルパーの利用でつながってみると、実は家庭の中ではちょっとネグレクトが疑われるような状態があったりだとか、その世帯全体に支援が必要になったりとか、いろんな課題を抱えている人たちも福祉サービスにつながっていくので、そういったことも見越して条例に基づいてというか、そういった展開が指定特定もシステムの中の一員として進めていくことができるような、そういったシステムづくりというのが区レベルでも全市レベルでも、これから必要になっていく課題かなというふうに感じているところです。

(宗澤会長)

区ごとの取組の現状に開きが出てくるという場合は、例えばその地域の事業者の考え方にもよるところがあって、指定特定を市の施策として誘導的に増やしていくとともに、相談支援体制をつくる時に、例えば相談支援連絡会議の開き方、実務の進め方について、既に取り組んできている経験値を持っている岩槻から技術的なサポートをしていくというふうな、つまり取組が遅れているところに対して実務をこういうふうに進めるんですよというような具体的な実務的指針を示していくという取組も、遅れているところに対しては必要なのではないかなというふうに考えます。その点もあわせて、ご検討いただきたいと思います。

この取組は、先ほど、後でご覧くださいと出ていましたけれども、政令市の横並びで見た場合に、資料1-1の最後のほうですが、非常に開きがあるわけですね。この、名古屋市の77.2%というところもあれば、福岡市の1.0%みたいなところまでですね、さまざまな開きがあって、実は計画相談支援の実績としての開きというだけではなくて、今、テーマになっていた指定特定を含めた各種の相談支援体制がこれを機にどのように組み立てられていくのかということの開きにつながっていく課題だというふうに私は理解しています。

具体的には計画相談の完了が目標なんですけれども、1つにやっぱり相談支援体制の体制整備を改めて追求し直すという課題が本丸のところであるということの確認を皆さんとしておきたいと考えるところです。

この計画相談支援の進捗状況についてということでは、ほかにいかがですか。

(長岡委員)

今、会長から事業所にも差があるというお話がありましたけれども、ついこの間、日本知的障害者福祉協会という知的障害の事業所の団体から各事業所に文書が回ってい

るんですけれども、1つはやはり進捗状況が遅いので、指定の事業所を増やす努力をしてほしいということと、もう1つはサービス管理責任者がきちんと協力してくださいという文書なんですよね。うちの法人ではたまたま指定の事業所もオープンしたので、計画相談については、事業所の中では日常的な話題になりつつあるんですけれども、事業所によってはサービス管理責任者が全く計画相談の話についていけないという実情は、実際にあると思います。

前にもお話したかもしれないんですけれども、私、埼玉県の方のサービス管理責任者の研修とかにかかわってサービス管理責任者をやっているという人の話をよく聞くんですけれども、昨年度までの時点では計画相談について、名前を聞いたことはあるけれども、わからないという人がかなり多かったです。それどころか、地域の相談支援事業所でどこがやっているのかわからないという、相談支援自体についても実は事業所って意外と知らないという実態もあるんですね。

そういう意味で、先ほどの指定が増える、増えないも区によってばらつきがあるということでしたが、やっぱり事業所にもっときちんとアナウンスを市からしていただければなと思うんですね。個別にいろいろ当たられたというお話はお聞きしていたのんですけれども、やっぱり行政指導的な、皆が集まる場でちゃんと指定を増やすだけじゃなくて、相談のほうに協力をしていくこととか、ある一定の話は投げていいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(宗澤会長)

今、社会福祉法人の経営をめぐる問題として、既存の事業者の中に、今進められている施策の方向としては、ネットワークの形成であるとか、チームアプローチで地域の障害のある人の地域生活を支えようとか、ネットワークの一員としての事業所というのをつくっていきこうというのが言われているんだけど、他方では、社会福祉法人の経営でどんどん内向きになって、旨みのないところには絶対手を出さないというところがはっきりあるんです。

特に、施設を持ってきた事業所で、今障害者の領域の場合、介護保険のようにケアマネジメントというのが、別にこれまで義務的な手続としてあったわけではないわけですから、サービス管理責任者も相談支援事業者がどこであるのかも知らない。その現実をちゃんと直視した上で、それで指定特定をどのようにつくっていくのかということを考えない限り、アナウンスメントをするだけでは動かないところは動かないんです。それが現状だというふうに私は思います。

だから、どうすれば具体的に現実的に指定に手を挙げてくれるのかというふうなことを区ごとの現状を綿密に冷静に直視した上で考えないと、この開きというのはなかなかなくなるんじゃないかと思います。

(長岡委員)

それと、今の指定事業所、いくつか市内でももうでき上がっていると思うんですけど、うちの指定事業所はこの岩槻区における相談支援連絡会という場がなければ多分、地域の情報とか、その相談支援にかかわる情報というのが、本当にないに等しいような状況があるんですね。前にコーディネーター連絡会でお話し申し上げたんですけども、やっぱり、このままでは指定の事業所だといっても、地域で孤立してしまう可能性があるんで、事業所によって差はあるのかもしれないですけども、スタートの時点では、意欲のある事業者が多いと思うので、やっぱりそういうところで相談支援連絡会だけではなくて、いろんなかたちで指定の事業所にも情報を出してほしいなというのが1つ。

あと宗澤先生が今、コーディネーター連絡会のお話とかも少しされていましたがけれども、特に指定の事業所はスタートの時点が大切だと思うので、ぜひその指定の事業所のコーディネーターではなくて、運営者に定期的なそういう場をつくっていただくというのも1つなんじゃないのかなと思うので、よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

長岡さんのどうかんの場合は入所型の施設があって、その人員、それから財政、このグロスで見たときの規模の大きさが1点あるんですね。それに対して、通所施設を1つとか2つしかやってこなかったみたいところは、その事業規模からいうと人員面でも財政面でも非常に小さいんですよ。恐らく入所型施設を持っているところと桁が違うと思うんですね。人数も財政面も。そうすると通所型だけ小規模にやってきたところが指定に手を出したというときに、人員面でも人手のぎちぎちのところで行っているわけだし、それからこれまでの支援経験の蓄積から言っても、相談支援を充実していくというところに、かなりスタート地点から支援が必要な事業所があると思うんです。

だから、事業所の考え方もあるけれども、さいたま市内というのは、入所型の施設をやってきたところというのは、むしろレアなわけでしょう。この地域の場の問題から言ってみると、だから、なかなかそこに手が挙がらない背景には、そういう事業所の規模の問題もあるというふうに私は一貫して考えてきたんです。だからなかなかやりたいなと思っても手が回らない、つまり準備もできないというような。だからそういったことも含めてリアリティーのある指定特定の新設みたいなものをお考えいただきたいと思います。

次期障害者総合支援計画について

(宗澤会長)

それでは、次の議題に入らせていただきます。次期障害者総合支援計画についてということですが、こちらも事務局からまず、ご説明をいただきます。

(事務局)

それでは、議題の3点目、次期障害者総合支援計画について説明をいたします。資料につきましては3-1から3-3までの資料になります。

なお、お手元に配付をしております資料2でございますが、こちらは現行の障害者総合支援計画の実施状況をまとめたものとなっております。本日は時間の関係で詳細については説明を割愛させていただきますが、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、資料3-1をご覧ください。次期計画策定に当たっての基本的な考え方についてご説明をいたします。

まず1点目として、計画策定の前提でございますが、国の障害者基本計画や障害福祉計画基本指針の方向性や内容を踏まえた上で、本市のノーマライゼーション条例の理念に沿った計画といたします。

次に、市の行政計画上の位置づけとして、上位計画である総合振興計画や保健福祉総合計画のほか、特別支援教育推進計画などの関連計画との整合を図る必要がございます。また、計画の基本方針、基本目標、基本施策等の計画の体系につきましては、計画の継続性の観点から、現行計画からの継承を基本といたします。

次に2点目として、現行計画の構成ですが、御存じのように「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」という基本方針に基づき、4つの基本目標、15の基本施策、156の事業で構成されております。また重点プログラムは4項目、24事業であり、合計で180事業となっております。

3点目は、現行計画の現状と課題についてでございます。現行計画は他部局の事業なども含めて大変多くの事業を位置づけることで、部局横断的に総合的な取り組みを推進する内容となっておりますが、一方で法定事業や具体性の乏しい事業なども含めていることなどから、事業数が大変多くなっており、適正な進行管理を行う上での課題となっております。

また、重点プログラムの位置づけについては、基本施策上の事業の再掲事業と基本施策に掲載していない事業が混在しており、重要度や優先度、基本目標との関係性が不明瞭となっている点などを課題と認識しております。

こうした現状や課題を踏まえた上で、4点目として、次期計画策定の方向性ですが、まず、体系については現行計画からの継承を基本とした上で、昨年度国が策定した第3次の障害者基本計画を踏まえ、基本目標や基本施策を再構成することといたします。また、現行の180事業を整理し、適正な進行管理や取り組むべき事業の明確化を図ることが必要と考えております。さらに重点事業については、各基本目標や基本施策の中に位置づけた事業の中から特に重要な事業を選定することで、重点事業としての位置づけを明らかにしたいと考えております。

次に資料は、3-2をご覧くださいと存じます。資料の見方でございますが、向かって左側に現行計画の基本方針、基本目標、重点プログラムを記載しております。右

側には対比させるかたちで次期計画体系案を記載しております。なお矢印は現計画と次期計画の対応する箇所を示しております。また点線箇所には次期計画の要点を記載させていただきます。

それでは、次期障害者総合支援計画の体系案についてご説明をいたします。まず、計画の根幹となる基本方針ですが、現行計画の基本方針は、本市のノーマライゼーション条例の前文と目的に基づき、目指すべき大原則として掲げた方針でありまして、次期計画においても継承していくことが妥当と考えております。

次に、基本目標でございますが、基本目標の1の「障害者の権利の擁護の推進」についてですが、国の障害者基本計画においても、新規分野として新たに基本的方向として位置づけられたほか、条例の基本的な構成要素にもなっていることから、現計画から継続して位置づけるべきと考えております。

基本目標の2と基本目標の4ですが、現行計画の基本目標4「生涯にわたる発達の支援」こちらの基本施策は、他と比較いたしまして保育や教育など具体的な事業で構成されており、その内容については「子ども・青少年希望プラン」や「特別支援教育推進計画」にそれぞれ位置づけられていることから、基本目標ではなく、基本施策の1つとして基本目標2の①「ライフステージを通じた切れ目のない支援」として再構成したいと考えております。

また、現行計画の基本施策の⑤「地域自立支援協議会を中心としたネットワーク」については、関係機関相互のネットワークの構築について一定の成果を上げていることや相談支援体制に関する取り組みの1つであるため基本施策③「相談支援体制の充実」に統合したいと考えております。

基本目標の3については、国の基本計画においても引き続き推進していくこととされており、現計画から継続して位置づけるべきと考えております。

最後に新たな基本目標として、国における新たな方向性や市民の関心の高まりなどを受けまして、新たに「障害者の安心・安全」を目標に掲げることとしたいと考えております。

次に資料の3-3をご覧くださいと存じます。

次期障害者総合支援計画策定の工程についてでございます。これまで6月30日開催の第4回障害者政策委員会におきまして、先ほどご説明をいたしました体系案をご議論いただき、また7月4日に開催いたしました市民会議におきましても、参加された皆様方からご意見を頂戴したところでございます。

今後は、障害者政策委員会を10月、1月、3月に開催し次期計画の検討を進めてまいります。8月から9月までの間には、障害者政策委員会とは別にワーキンググループを2回程度開催する予定でございます。

本協議会におきましても、相談支援体制の充実や障害者の権利擁護など、障害のある方の地域生活を支えるための取り組みについてご意見を伺いながら検討を進め、進捗状

況につきましても随時ご報告しながら策定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして参考資料、平成 25 年度地域自立支援協議会専門部会からの報告のほうをご覧いただきたいと存じます。こちらは前回の本協議会においてお配りをした資料でございます。精神障害者の地域移行及び権利擁護に係る課題や今後の方向性につきましては、専門部会を含めてご検討いただき、こちらの資料にありますとおり確認をしているところでございますが、本日はそれらに加えて、相談支援体制全般に係る課題についてもご検討いただき、次年度以降重点的に取り組みを進めるべき事業についてご意見を頂戴できればと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

ただいまの事務局の報告に関しまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。

今日、こちらに私がやってくる前に、改めて私がさいたま市でお引き受けしているところの途方もない課題について、余りにも両肩に積み重なっているものが重いと、常々感じていたことを改めて思った次第なんです。

その理由が、今、参考資料として地域自立支援協議会専門部会からの報告の中身にあるように、相談支援体制を初期段階でつくってきたところから、取組が進んでいって課題ごとにかなり専門的な実務のあり方というものを深めていかなければならないというところに、地域生活支援の課題というのが、退院支援なら退院支援、虐待対応から地域生活へというところ、それから施設から地域生活へという、そういうようなところで問われているんだと。

さらにですね、今日の夜に、また会議があるのですけれども、国からモデル事業として引き受けている障害者差別解消支援地域協議会のあり方との関連で、ちょっとにわか勉強して合理的配慮のことが学校や職場でも今後問題になっていくとすれば、合理的配慮というのは障害の状態やその場面、学校なのか職場なのか、その職場がどんな職場なのかによって、無限の多様性を課題として持っているわけです。そうすると、建築士的なサジェスションがある場合や、あるいは I C T にかかわる技術的支援が必要な場合や、ありとあらゆる専門的な実務性みたいなものが問われるようになってくる。これら全てを網羅することはできないけれども、例えば合理的配慮というのは、個別具体的な対応をしなければならないわけですから、そういった課題に対応することも含めての相談支援体制みたいなものが差別解消法にかかわっては問われることになると思うんです。

そこで、その相談支援体制の充実のところを再構成されるという点は賛成なんですけれども、人員の体制であるとか構成の仕方について大幅に、地域自立支援協議会の手駒の中で、部会を設けていくというだけではなくて、部会ごとに来てもらっている人もいるわけですね。その辺を整理して、相談支援体制の充実というものをちゃんと構築し

ておかないと。課題が増えて検討しなければならない専門領域というのが、幾何級数的にこの間増えてきた、この課題に対応する相談支援体制や地域自立支援協議会のあり方というものを、この際、ご検討いただきたいというふうに強く願っています。私からは以上です。そのほかいかがでしょうか。

(長岡委員)

すみません、1つ質問なんですけれども、総合支援計画の25年度の実施状況というところで、1つは先ほど三石さんからも区ごとの格差というものがありましたよね。この計画の実施状況とか進捗状況はやっぱり区ごとに差があるんでしょうかというのが1つと。

もう1つ、資料2の14ページですね。今の質問とは全く違う質問なんですけれども、前回の計画の時も私質問したかと思うんですけれども、数値目標、これは入所の数とか、入所の定員減とか、グループホームへの地域移行とかの数がどうしても現実的なんですかというの、また改めて質問させていただければと思います。

(宗澤会長)

事務局からよろしく申し上げます。

(事務局)

事務局でございます。資料2の平成25年度実施状況の中から、区ごとにその格差が出ているかというのは読み取るというのは資料としては難しいところでもあるんですけれども、さいたま市全体として行っている事業もございまして、事務をその区ごとにしている事業というものもございまして、そういった中には、区ごとに実績数にばらつきがあるというのは当然でございます。

2つ目の質問にも関係してくるのですが、施設入所者の地域生活への移行ということも当然区のほうでの実績というのを集めてさいたま市としてこの数字を出しているんですけれども、区によっては全くその地域移行が進んでいない区というのもございますし、逆に毎年毎年、何名か地域へ移行している区というのもございますし、そういったところでは、区ごとの格差、例えば、区の支援課としての力量の差が出ているかという、またそれは違うと思うんですけれども、その実績としての格差というのは出ていることは間違いないと思います。

2つ目の施設入所者への地域生活の移行の目標値、これが現実的かどうかというご質問なんですけれども、確かに、今までの進捗状況を見ますと、正直言ってこの目標を達成するというのはかなり困難な状況になってきているのは間違いないと思います。この目標値の設定につきましては、国が第3期障害福祉計画の策定に係る基本方針というものを定めておきまして、その中で各自治体においては、こういう計算、こういう考えの

もと目標値を設定しなさいというような指示が来ていますので、基本的にはそれに則って、目標は設定しております。自治体のさいたま市としては、国の考えというものに則って事業を進めていこうというようなかたちで目標は設定しているところでございます。

(宗澤会長)

長岡さんにちょっと申し訳ない言い方をしますけれども、この地域生活移行の取組が始まった時点から、ご本人の状況や意向を無視した地域生活移行はしないということは原則として確認されているわけですから、一定の考え方に従ってはじき出された数字がそのままいくなっていくことはもともとあり得ない話だとか、そこはもう実情に応じて市として進めていくという考え方なので、私はこれはもうこれとしてというふうなご理解をいただいたほうがよいのではないかと思うんですけれども、いかがですか。

(長岡委員)

前回の計画策定の年も同じような質問をして、同じようにお話をいただいたようなことを思い出しました。ただ、その時も言ったような気がするんですけれども、グループホームに関しては、やっぱり事業所の努力だけでは厳しいところがあります。特に、今、消防法が厳しくなったりだとか、そういう関係で今後ますます増やしていく状況になっているので、数値目標を上げたからにはそのあたりもぜひ努力というか、ご検討をしていただければと思います。

(宗澤会長)

今、長岡さんのおっしゃった地域生活移行を一方で国の政策に掲げながら、ケアホームをなくしてグループホームに一本化することを含めて、消防法のこととあわせて事業者にとってグループホームが、ますます設置しにくいような状況になってしまっている。このことに国は何ら政策的な手立てを講じないまま、とにかく地域生活移行の施設からの追い出す人数だけ、目標数値として出させているというのは、これは全国どこに行っても、自治体においても事業者においても共通にやっぱり問題指摘しているところなんです。ここはさいたま市として独自にどこまでできるのかということもあるかもしれないけれども、1年に、例えば2カ所ずつでもね、1カ所ずつでも着実にやっぱりグループホームを新設していくような手立てを講じない限り、ますますリアリティーがなくなっていく。この目標数値なのではないかというふうに考えます。

これは、グループホームの場合は設置するだけではなくて、設置した後も支援水準、支援サービスの維持も含めて、制度上はこのままではと思う部分も多々あるので、その部分は敷居が高いかもしれませんが、何が進捗をできなくさせているのか、壁になっているのかということをも明らかにした上での総合支援計画の策定にさせていただきたいと

思います。総合支援センターの立場から、相談支援体制の充実にかかわって何かご意見、ありますでしょうか。

(永島委員)

特に総合支援センターの立場からというのではないんですけれども、平成 27 年 4 月まで猶予期間なので、時間が限られた中で、さっき 10 区のもう雇用されているところと、全くないところと格差の話はさっきありましたけれども、猶予期間の間にそれがきちんと埋まるような気が全然しないんです。かつ、そのまま突入していっちゃうという絵柄が見えてきてしまって、それを検討しなきゃいけないというのもそのとおりで、時間は流れるんだったら、もしそういうふうになるような恐れがあるんだたらこうしようという、何か予防策みたいなものを持っているほうがいいんじゃないかと。できないのはできないというか、1つの例として、指定される事業所がないような地区だったら、隣の区のところに加配をして、1つ乗っけておくとか、隣の区から応援に行くとか、さっき緑がゼロだったので、例えば岩槻に加配しておいて、実際に困ったときにはそっちから応援に行くとか、何かそのような手段を事前に考えておいたほうが検討しておきますというよりは、いいのかなというのが、まず相談支援のほうですね。

(宗澤会長)

だから私も先ほどから実効的な施策というものを立てていただきたいという要望を出しているんです。その時に、どうしてもこの区については、これまでの経緯からいっても、現状からいっても、当面のところ難しいということであれば、別に区の単位というものをないがしろにするというのではなくて、2つの区で1つの相談支援体制を当面回していくというような考え方を事実上とるならとるというのも手立てだというふうに、私はそう思うんです。

とにかく、地域としての落差が出てしまうという状況をなくすための実効的な施策というのは、手立てが必要だと。その点では僕もまさにおっしゃるとおりの代替案があってもいいというふうに思います。だから、そうして当面、これから 10 年やっていくことによって、区として遅れているという地域の状況をなくしていくというか、そのことにつながる手立てであれば、2つ一緒に1つの相談支援体制というのもありだというふうに思うんです。

(永島委員)

また、例えば、基幹センターのほうに1名増という加配をしていくとか。そういう手段だってあると思うんですよね。1番よい方策をとればいいと思うんですけれども、そういう予防策を見てもらう。ぜひ検討していくべきだと思います。

(宗澤会長)

事務局はご検討くださいますようお願いいたします。保健所のほうはいかがですか。

(金子委員)

質問というか、相談支援体制の充実で再構成をするということで、地域自立支援協議会を中心としたネットワークが一定の成果を上げているということで、具体的にどんな成果が上がっているのかというのが1つと。

あともう1つ、これは私の意見でライフステージを通じた切れ目のない支援というところで、どんどんこれから高齢者社会になっていって、65になると今度高齢者とかになるのかなと、その辺の障害者と高齢者の、子どもとか青少年の希望プランということで、子どもから青年、青少年から成人のというかたちというよりも、どちらかというが高齢化社会になっていくので、その辺で切れ目のない支援というところで、どんな施策があるといいのかとか、これから高齢化社会なので、厳しい認知症とかがすごく今増えていますけれども、そこの辺りがどんなことができるのかなというのが私の1番気になるところなので、具体的にこの辺はどんなふうに考えているのかを聞きたいなというふうに思っています。

(事務局)

事務局でございます。現行計画の基本目標2の5つ目ですね、障害者施策の地域自立支援協議会等を中心としたネットワーク、ここの成果と言いますか、現行計画の中で、この基本施策に位置づけられている事業というのが地域自立支援協議会での検討でありますとか、それにかかわって、コーディネーター連絡会の開催、検討ですとか、そういったところがこの基本施策の5番目の地域自立支援協議会等を中心としたネットワーク事業として位置づけられているというところなんですけれども、本協議会も含めて、専門部会を新たに設置して、各課題について専門的な検討を行っている状況がありますし、コーディネーター会議につきましても、定期的を開催して地域の課題というものを検討いただくというようなかたちで、ある種、この基本施策の⑤については、1つ成果が上がってきたというような認識をしております。

そういった中で、地域自立支援協議会も含めて、相談支援体制の充実として相談支援体制の中に位置づけられていることとございますので、ここは1つ一本化をいたしまして再構成したというような状況でございます。

それとご指摘のあったいわゆる高齢、障害者の関係についても、これも障害者政策委員会等でご意見をいただいております。事務局でもこれについては、どういったかたちになるのかわからないんですけれども、計画の中に位置づけたいと考えてはございます。ただ、まだ計画の検討自体も始まったばかりというところですので、今、お示しできる

ようなところがございますので、ご容赦いただければと思います。

(宗澤会長)

よろしいでしょうか。

(金子委員)

はい、認知症の問題はすごく大きいので保健所でもかなりそういった方の、60代とか70代、80代まではいかないんですけれども、その方の通報が上がる件数もすごく多くて、認知症の問題はこれからとても大変だなというふうには思っているのです。

(宗澤会長)

若年性のアルツハイマーの方もおられますよね。私も1人、存じ上げているんですけれども、50歳にもう重度の認知症の症状を出されたという、基本的には未成年、成年という区別はヨーロッパ各国にあるんだけれども、65歳で機械的に分けるというふうな、施策の枠組みのあまりの仕切りの強さというのは、我が国独特のものだというふうには私は思います。

それから、この間、大きく変わりました障害者の権利条約絡みの障害者というのは、別に身体障害者福祉法にいうところの障害者に限ったものではないですよ。おっしゃられるように、認知症も含めた権利擁護というのが問われているというか、そういう意味でも、ご本人から見て切れ目がないということを保証するための生活施策の切れ目のなさというものをやっぱりちゃんとつくっていくための施策形成というのはいらさうというふうには思います。それは事務局もご理解いただいていると思いますので、そこは具体的に徐々に検討していただければと思います。

3 その他

障害者虐待対策部会からの報告について

(宗澤会長)

それでは、その他の議題に移ります。障害者虐待対策部会からの報告についてということで、事務局からご報告をお願いします。

(事務局)

それでは、その他の部分で、障害者虐待対策部会からの報告についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料の4障害者虐待対策部会からの報告をご覧くださいと存じます。

今期第1回目の障害者虐待対策部会は、5月27日火曜日に障害者総合支援センターにて開催をいたしました。

内容についてでございますが、今年度は委員改選の年となりますので、改めて地域自立支援協議会の位置づけやこれまでの取り組み等について確認をするとともに、今年度の部会の取り組みでございます障害者虐待対応事例集の作成について、事務局よりご提案をさせていただきました。

現在、事例集の作成に向けまして、各関係機関からの事例を収集するための調査票の作成及び収集先の検討等を行っているところでございます。進捗状況につきましては、本協議会にも随時ご報告するとともに、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、部会の名称についてでございます。前回の障害者虐待対策部会において、宗澤会長より部会の名称についてご提案をいただきました。現在の、障害者虐待対策部会は虐待が起こることを前提とした名称となっており、同部会は虐待を未然に防ぐための取り組みを検討するものであると、このような観点から、障害者虐待防止部会への変更を検討してはとご提案をいただいたところでございます。

そこで、この場でお諮りをして、委員の皆様にご承認いただけましたら、次回より、障害者虐待対策部会を障害者虐待防止部会という名称に変更させていただきたいと存じますが、皆様いかがでございますでしょうか。

(宗澤会長)

ご異論なければそのようにさせていただきます。

～ 承認 ～

(宗澤会長)

じゃあ、そのように承認されました。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、次回から、障害者虐待防止部会とさせていただきますと存じます。皆様よろしくお願ひ申し上げます。

(宗澤会長)

議題は以上なんですけど、今日まだ、ご発言されていない方、何に対しても結構ですので、ご発言いただければありがたいというふうに思います。

(宮部委員)

では資料3-2のところの基本目標4 障害者の安心・安全というところで、新しくつけ加えられたということは、とても障害のある方たちは心強いかなというようには思いません。その中で、以前も障害のある方について、支援が地域において必要かどうかというような、アンケートのようなものを書いて自治会のほうに提出したと思うんです。それが、あまり生かされていないのではないかという印象を持っているんです。それが今度このように防災対策の推進とか緊急時の対策ということで、新しくつけ加えられたことによってそれが生かされるのか。今までもずっと防災訓練というのをやられていますよね。それで、去年は運営の受付の質にさらに重点を置くということで、設置運営のことについて中心的にやられたというような話は聞いているんですけども、実際問題、災害が起こった時に、知的とか精神とか身体とかいろんな障害のある子が家にいるということを考えると、親は子どもを家に残して避難所に行けないですよね。そうすると具体的な方策というのをこの中にいかに推し進めて対策をしていくのかということを知りたいなど。今のところまだ、新しいということなので、多分大まかなことだと思うんですけども、その細部についてちょっとお聞きできたらいいなと思ひまして。

(宗澤会長)

このところ、そのものはちょっと自立支援協議会の課題から大きく外れるので、その説明は後ほど事務局から丁寧にさせていただきたいというふうに思うんですね。

いずれにしても今、宮部さんからご指摘のあった防災対策の推進というところの、1番の課題というのは、施策のリアリズムですよ。とにかく絵に描いた餅の防災対策を計画に書いておいたって何の役にも立たないというのは、これはもう阪神淡路大震災でも東日本大震災でもこれ以上問題を指摘されたことはないと思うんです。

だから、いわゆる名簿の管理というのは本当に生かされるのかとか、本当に避難所への誘導等がね、間違いなく行われるのか、それから東日本大震災の被災地にもさいたま市から応援に行っていますよね。あのお話を聞いても、避難所生活が一定長期化するという場合、避難所においてかなりオールマイティーなデイサービスというか、デイケアみたいなものをつくらないと、障害のある人とか高齢者というのは、避難所から排除されるというふうなことが起きてしまう。だから、避難所の前にある車の中で、障害児がずっと過ごしていたとか、そういう話があるわけですね。

いずれにしても、そのマイノリティーの人の防災対策というのは、障害者差別解消法絡みの中でもきっちりと指摘されている重要なポイントでもあるので、そこのリアリティーを担保していただけるようなご要望として、ご質問のあった点については、今日の会議直後にご説明いただきたいと思いますけれども、意見としてご確認させていただきたいと思ひます。杉山さん、いかがですか。

(杉山委員)

知的障害者の通所施設を行っております。この立場から申しまして、自分の業務の中で、半分ぐらいは実は人の採用、人の育成に使われているというのが現状です。一昨日、福祉の就職フェアというのがあったんですけども、施設が大体 62 ぐらいあった中で、来場者が 79 名。なかなか福祉職の採用というのは難しいというのが現状です。

相談支援専門員は 5 年経験値でというお話があったと思うんですけども、うちの知的障害者の施設なんですけれども、87 名の利用者で常勤職員が 14 名です。14 名の中で 5 年経験値が 4 名しかおりません。この流れの中で、相談支援専門員をとって一事業をつくれというのは、なかなか正直勇気がいる部分であると思っています。なので、相談支援体制の面でも人の部分での応援とかをしていただけたら幸いだなというふうに思っております。

(宗澤会長)

申し訳ございません。私の友人が、ある県の福祉人材センターの所長をしております、この福祉の業界というのは、年度末に最も求人、求職の動きがあるところですね。その年度末の話です。その県の福祉領域の求人は 1,000 名です。その時に 2 月の末でしたけれども、殺到した求職者、求職者説明会で、94 人です。つまり 9 割以上は絶対に埋まらない。これが全国の現状なんです。

つまりこれは、福祉人材政策がもう抜本的に破綻していて、根本からもう成立していないのと一緒にです。これは国に何とかしてもらわないと、全国各地で障害者施設だけでなく、特養増やして保育所増やしてという、必要が叫ばれていて、事業所も自己資金出して施設つくりましたと。ところが人を雇えないから、とりあえず定員の半分でスタートした。それから結局開所が 1 年遅れたと。山のように全国に転がっていますよ。

これは福祉人材政策の破綻した現状に対して、適切な手を打ってもらわない限り、なかなか本市だけでできることじゃないと思うんです。つまり東京でもそうだし千葉でもそうだし、どこでもそうなんです。もうどこに行っても一緒です。つまりもう都市部だけの問題じゃなくなったんです。

ということで、本当に私も切ないお気持ちよくわかっているんですけども、何とかできる限りとしか言いようがないです。それでは、服部さんお願いします。

(服部委員)

浦和区障害者生活支援センターの服部です。私も委託の支援センターの立場というところでは、まず今年度は計画相談に取り組んでいかななくてはいけないというところが最大の課題なのかしらとは思いますが、先ほどからの議論にあったように、各区での計画相談をどう進めていくかというところで、指定特定が浦和区はまだ立っていないし、立つかどうかもわからないというところで、どれだけの人数に取り組んでいけるかというところは、さまざま、各区で違いはあるんだろうなというのは、思いはわかるんです

けれども、それでもコーディネーター連絡会議として相談支援システムを積み重ねてきたさいたま市の障害者生活支援センターで大事にしていたことというのは、各区あまり変わりがあってはいけないんじゃないかなというのがあるので、そこをそれぞれの区で進めなくてはいけないこと、だけれども大事にしないではいけないところというのを考えながらこれからも取り組んでいきたいなというふうには思っております。

(宗澤会長)

さいたま市は120万都市ですから、単純に10で割って各区12万。各区の独自性を出す動きというのは、今後、相談支援連絡会が各区でつくられていった時に、各区の実情に応じてつくられていっていいと思うんです。ところが、現状だと貧しさの多様性になってしまう。だから、最低のよって立つところがあった上に、各区の豊かさというものを積み上げていくようなかたちでね、独自のものを築き上げていくというふうな見通しをつくるための、実効的な施策というのが大事だろうということが、今日、改めて確認されたというふうに思っています。

それでは最後になりましたけれども、今日初めてご参加いただきました加藤さん、何かご意見、ご感想あれば。ここは国の会議じゃございませんので、ご自由にご発言いただきたいと思えます。

(加藤委員)

私、この会議に初めて出まして、障害者の総合支援計画では、かなりいろんな場面があって、いろんな支援があって、うちのハローワークという行政機関が関与している部分というのが、皆様がいろいろやっているうちのほんの数パーセントというか、就労支援の割合というのが私の思っていたより少ないのかなというふうに感じました。

いろんな意味で、支援というものの自体が必然性の出ている中で、ハローワークとしても、以前よりかなりいろんな関係機関や市との連携等が増えてきているんですけども、うちの場合、実際に窓口に立っている者が5名ぐらいでやっていて、かなり頻繁に身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方、難病の方とか、それに属する方、いろんな方が見えていまして、その対応に追われていて、中の仕事だけではなく外に向かって同行紹介なり定着指導なりいろいろ出ているんですけども、それでもやっている部分というのが就労支援ということで、まだまだ足りない部分があるのかなというのが、今日のお話を聞いて思った次第です。以上です。

(宗澤会長)

今日の議題との関係では、なかなか就労支援のことについての話は少なかったかもしれませんが、地域生活を支援していくための協議会としては、就労支援の部分は非常に大きな領域だというふうにかねてより考えてきましたので、今日の議題だけではなくて、

これからもいろいろお知恵を拝借することがあると思います。今後ともどうかよろしく
お願いいたします。

それでは以上でございますが、そのほかに事務局から何か連絡事項がございましたら、
よろしく申し上げます。

(事務局)

次回の開催についてでございますが、11月ごろの開催を予定しております。詳細が
決まり次第、ご案内申し上げたいと考えておりますので、どうぞよろしく
お願いいたします。事務局からは以上でございます。

4 閉会

(宗澤会長)

それでは、皆さんお忙しい中、またお暑い中、本日のさいたま市地域自立支援協議会
の進行にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。これにて、協議会を
終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

以 上